

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
33	妊婦のための支援給付に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業(妊婦等包括相談支援事業に関する事務)基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舞鶴市は、妊婦のための支援給付に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業(妊婦等包括相談支援事業に関する事務)における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

舞鶴市長

公表日

令和8年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	妊婦のための支援給付に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業(妊婦等包括相談支援事業に関する事務)
②事務の概要	子ども・子育て支援法に基づき、妊婦支援給付金の支給に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報を取り扱う事務は以下のとおりである。 1 子ども・子育て支援法第10条の12から第10条の15の妊婦支援給付金の支給に関する事務 2 子ども・子育て支援法第59条第1項第1号の地域子ども・子育て支援事業に含まれる妊婦等包括相談支援事業に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名)
2. 特定個人情報ファイル名	
妊婦支援給付金管理ファイル、妊婦等包括相談支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項および別表127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】42, 125, 155, 161の項 【情報照会の根拠】155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康・こども部こども家庭しあわせ課
②所属長の役職名	こども家庭しあわせ課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所: 京都府舞鶴市字北吸1044番地 電話番号: 0773-66-1044
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康・こども部こども家庭しあわせ課 住所: 京都府舞鶴市余部下1167番地 電話番号: 0773-68-9155

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、住基照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある一覧表等(USBメモリを含む。)の保管 ・本人情報が記載された申請書の廃棄 等
9. 監査	
実施の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要な情報を入力することがないよう、申請書様式において、手続きに必要な項目以外は入力できない仕様になっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年03月14日	1. 対象人数 いつ時点の計数か	2024年4月1日時点	2025年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2024年4月1日時点	2025年2月1日時点	事後	
令和7年03月14日	8. 人手を介在させる作業	—	(項目を追加)	事後	
令和7年03月14日	11. 最も優先度が高いと 考えられる対策	—	(項目を追加)	事後	
令和7年03月14日	1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛番号連携システム	健康管理システム、中間サーバーコネクタ (団体内統合宛名)	事前	
令和8年02月26日	評価書名	出産・子育て応援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書	妊婦のための支援給付に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業(妊婦等包括相談支援事業に関する事務) 基礎項目評価書	事後	
令和8年02月26日	個人のプライバシー等の 権利利益の保護の宣言	舞鶴市は、出産・子育て応援給付金の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	舞鶴市は、妊婦のための支援給付に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業(妊婦等包括相談支援事業に関する事務)における特定個人情報の取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和8年02月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ①事務の名称	出産・子育て応援給付金の支給に関する事務	妊婦のための支援給付に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業(妊婦等包括相談支援事業に関する事務)	事後	
令和8年02月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条の特定公的給付として指定された「出産・子育て応援給付金」に基づき、妊娠届出時及び出産後に面談の上、各々現金5万円の支給を行う。	子ども・子育て支援法に基づき、妊婦支援給付金の支給に関する事務及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務を行う。 特定個人情報を取り扱う事務は以下のとおりである。 1 子ども・子育て支援法第10条の12から第10条の15の妊婦支援給付金の支給に関する事務 2 子ども・子育て支援法第59条第1項第1号の地域子ども・子育て支援事業に含まれる妊婦等包括相談支援事業に関する事務	事後	
令和8年02月26日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル 名	出産・子育て応援給付金交付一覧	妊婦支援給付金管理ファイル、妊婦等包括相談支援ファイル	事後	
令和8年02月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項および別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第74条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項および別表127の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第68条	事後	
令和8年02月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	R8.6開始予定
令和8年02月26日	I 関連情報 5. 情報提供ネットワーク システムによる情報連携 ②法令上の根拠		番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表【情報提供の根拠】42、125、155、161の項【情報照会の根拠】155の項	事前	
令和8年02月26日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和8年02月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年2月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	